

■iP デザインサービスとは、キヤノンマーケティングジャパン株式会社（以下キヤノン MJ といいます）が提供する、デジタル印刷機（次に定義されるものをいいます）を導入しているお客様を対象とした印刷物のテンプレート・素材の提供や印刷物の製作を支援するプリントオンデマンド支援サービスです。iP デザインサービスのご利用をご希望のお客様には以下の iP デザインサービス約款（以下本約款といいます）にご同意いただくとともに、キヤノン MJ 所定の申込手続きを取っていただきます。

■お客様が申込手続きをおとりになった時点で、本約款にご同意いただいたものとさせていただきます。キヤノン MJ がお客様の申込を承諾した場合、以降お客様は本約款各条項に拘束されますが、その中にはお客様の権利義務に関わる事項が記載されておりますので、申し込み手続きをお取りになる前に本約款を注意深くお読みください。ご不明な点はキヤノン MJ またはキヤノン MJ の販売店にお問い合わせください。

なお、キヤノン MJ へのお問い合わせは、次の iP デザインサービス事務局にお問い合わせください。

iP デザインサービス事務局 TEL：03-6719-9504

受付時間：9：30～12：00、13：00～17：00（年末年始、土日祝日を除きます）

■ iP デザインサービス約款

第 1 条（定義）

1. 本約款において次の用語はそれぞれ次の意味を有するものとします。

①iP デザインサービス：キヤノン MJ が提供する、デジタル印刷機（次に定義されるものをいいます）を導入しているお客様を対象とした印刷物のテンプレート・素材の提供や印刷物の製作を支援するプリントオンデマンド支援サービスをいいます。

②デジタル印刷機：キヤノン株式会社製のデジタル商業印刷機「imagePRESS」シリーズおよび「imageRUNNER ADVANCE PRO」シリーズの総称をいいます。

③デジタルコンテンツ：iP デザインサービスにて提供される次のコンテンツ等の総称をいいます。

1)デザインテンプレート：キヤノン MJ が著作権または使用許諾権を有し、無料にて提供される会社案内や DM などのテンプレートをいいます。

2)ストックフォト：キヤノン MJ の業務提携先である株式会社アマナイメージズ（以下「アマナ」といいます）が著作権または使用許諾権を有し、有償にて提供されるコンテンツをいい、当該コンテンツにはロイヤリティフリー（一回の購入で、使用許諾範囲内であれば何度でも利用することが可能な画像です）とライセンスマネージド（具体的な用途に基づいて価格が設定されている画像です。ご利用の際に、使用媒体、使用期間、使用サイズ、使用地域などのご提出が必要となります）の 2 種類が存在するものとします。

3)カンパフリー：キヤノン MJ の業務提携先であるアマナが著作権または使用許諾権を有し、無償にて提供されるコンテンツをいいます。

④スタンダード会員：年会費が無料で、次の条件にて iP デザインサービスを利用するお客様をいいます。

（デザインテンプレートの一部、およびストックフォトのコンテンツがご使用になれます。）

⑤ビジネス会員：年会費が有料で、次の条件にて iP デザインサービスを利用するお客さまをいいます。

（スタンダード会員が利用できる全てのデザインテンプレートコンテンツと、Just System 社製ラベルマイティ形式および Microsoft 社製 Microsoft Office Power Point 形式のデザインテンプレートが利用できます。また、ストックフォトのコンテンツはスタンダード会員と同じ料金体系でご利用できます。）

⑥プレミアム会員：年会費が有料で、次の条件にて iP デザインサービスを利用するお客様をいいます。

（デザインテンプレート全てのコンテンツ、ストックフォトのコンテンツがご使用になれます。ストックフォトの使用料金がスタンダード会員より割安な料金体系となっています。）

⑦サイト：キヤノン MJ が提供する次の iP デザインサービスのウェブサイトです。

<http://amanaimages.com/ipdesignservice/>

⑧ダウングレード：プレミアム会員がビジネス会員かスタンダード会員へ、もしくはビジネス会員がスタンダード会員へ会員資格を変更することをいいます。

第 2 条（本約款の適用）

1.キヤノン MJ は、本約款に基づきお客様に対して iP デザインサービスを提供します。お客様が iP デザインサービスを利用する場合は、本約款の定めに従うものとします。また、本約款のほかサイト上において随時告知する諸規定、デジタルコンテンツごとに規定する個別規約および情報セキュリティ基本方針等（総称して以下個別規約といいます）は全て本約款の一部を構成するものとし、iP デザインサービスの提供もしくは利用に適用されるものとします。

2.本約款はキヤノン MJ とお客様との間における完全なる合意を構成し、利用契約締結日より前に両当事者間でなされた書面または口頭による一切の協議、合意にとって代わるものとします。

第 3 条 (本約款の変更)

キヤノン MJ は、法令・諸規則の制定・改正、監督官庁の指導等があった場合、その他キヤノン MJ が必要と判断した場合には、お客様の承諾を得ることなく本約款を変更することがあります。この場合、キヤノン MJ はお客様へ変更の通知をするものとし、以後の iP デザインサービスの提供および利用は変更後の約款に従うものとします。

第 4 条 (通知の方法・効力)

1.本約款に基づくキヤノン MJ からお客様に対する通知は、その内容に応じて書面、電子メールまたはサイトへの掲載によって行なわれます。なお、緊急を要する場合は、前記のほか電話で行なわれる場合があります。

2.本約款に基づくお客様からキヤノン MJ に対する通知は、本約款に別段の定めがある場合を除き、キヤノン MJ 所定の書面の提出により行なわれるものとします。

3.書面による通知は、送付先が受領することによって効力が発生するものとします。また、電子メールまたはサイトへの掲載による通知は、キヤノン MJ が電子メールを送信し、またはサイトに掲載した時点で効力が発生するものとします。

第 5 条 (変更の届出)

1.お客様は、その住所・名称その他 iP デザインサービスの利用の申込にあたりキヤノン MJ に届け出た事項に変更が生じた場合は、直ちにキヤノン MJ 所定の手続にてキヤノン MJ に届け出るものとします。

2.前項の変更事項の届出を怠ることで、お客様に不利益が生じた場合であっても、キヤノン MJ は一切責任を負わないものとします。

第 6 条 (利用時間)

iP デザインサービスの利用時間は、本約款に別段の定めがある場合を除き、24時間365日とします。

第 7 条 (提供地域)

iP デザインサービスの提供地域は日本国内とします。

第 8 条 (業務委託)

キヤノン MJ は、iP デザインサービスおよびデジタルコンテンツの提供または運営に関する業務の全部または一部を、キヤノン MJ の指定する第三者に委託することができるものとします。

第 9 条 (iP デザインサービスの申し込み)

1.お客様は、キヤノン MJ 所定の申込書の提出により、iP デザインサービスのスタンダード会員、ビジネス会員、プレミアム会員のいずれかの申し込みを行うものとします。

2. 当該 ID/パスワードの発行に関して、スタンダード会員とビジネス会員/プレミアム会員で次のとおり異なるものとします。なお、当該 ID/パスワードの1つを使用して複数のコンピュータから同時に iP デザインサービスにログインすることはできません。

①スタンダード会員：ID/パスワードは1台のデジタル印刷機に対して1つのみ発行されるものとします。

②ビジネス会員/プレミアム会員：ID/パスワードは1台のデジタル印刷機に対して複数発行されるものとします。なお、ID/パスワードの発行数については、必要に応じてお客様とキヤノン MJ で協議し、キヤノン MJ が決定するものとします。

3.お客様は、前項の定めに基づきキヤノン MJ より付与された ID/パスワードを第三者および iP デザインサービスを利用する必要または権限のないお客様の役員、従業員等が知り得たり、使用することがないように厳重に管理するものとします。万が一、お客様の ID/パスワードの紛失、盗難、不正使用等が発生した場合もしくは発生するおそれがある場合には、直ちにキヤノン MJ に対して通知するものとし、キヤノン MJ の指示に従うものとします。なお、当該紛失、盗難、不正使用等によりキヤノン MJ に損害が生じた場合、お客様はキヤノン MJ に対して当該損害を賠償するものとします。

4.前項に基づく通知がなされない限り、お客様の ID/パスワードにてなされた iP デザインサービスの利用は、お客様によってなされたものとみなし、この場合お客様は、本約款に基づく義務および債務を負担するものとします。

第10条 (iP デザインサービスの申し込みの拒絶)

キャノン MJ は、お客様が次のいずれかに該当する場合、お客様からの申し込みを受諾しない場合があります。キャノン MJ はお客様からの申し込みを受諾しなかった場合、その旨をお客様に通知するものとします。

- ①お客様が申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
- ②お客様において、iP デザインサービスの年会費等の支払いその他債務履行が不能もしくは困難であると判断される相当な事由がある場合
- ③お客様に iP デザインサービスを提供することがキャノン MJ の業務上もしくは技術上著しく困難であると判断される場合
- ④お客様が以前にキャノン MJ またはその他のインターネットサービス事業者等から、お客様の責に帰すべき事由によりサービスの停止・中止を受けたことがある場合
- ⑤お客様が第33条（反社会的勢力との取引等の禁止）に違反した場合、または違反する恐れがある場合
- ⑥その他前各号に準ずる場合でキャノン MJ が申し込みの受諾を適当でないと判断した場合

第11条 (料金および支払方法)

1.お客様は、iP デザインサービスを利用するにあたり、会員資格に従って次の年会費およびこれにかかる消費税等相当額を、次の支払条件に従ってキャノン MJ に支払うものとします。

スタンダード会員	年会費	: 無料
ビジネス会員	年会費	: 金 30,000 円 (消費税等相当額を除きます)
プレミアム会員	年会費	: 金 60,000 円 (消費税等相当額を除きます)

キャノン MJ が別途指定する期日までに指定の銀行口座への現金振り込み

- 2.前項の年会費の他、お客様がストックフォトを利用する場合には、別途個別規約に定める料金および支払条件に従うものとします。
- 3.キャノン MJ は、いかなる理由においても、お客様より受領した年会費その他料金をお客様に返還しないものとします。

第12条 (ストックフォトの割引率)

1.お客様は、iP デザインサービスを利用することにより、ストックフォト（一部のデザインコンテンツを除く。）をサイトに提示されている金額より、次の範囲および割引率にて使用できるものとします。当該範囲および割引率はビジネス会員／スタンダード会員とプレミアム会員で異なるものとし、次のとおりとします。

①ビジネス会員／スタンダード会員

ストックフォト（ライツマネージド）割引率 15%
ストックフォト（ロイヤリティフリー）割引率 20%

②プレミアム会員

ストックフォト（ライツマネージド）割引率 30%
ストックフォト（ロイヤリティフリー）割引率 30%

第13条 (iP デザインサービスの会員資格の変更)

お客様は、第9条 (iP デザインサービスの申し込み) 第1項にて申し込んだ iP デザインサービスの会員資格の変更を希望する場合には、別途キャノン MJ 所定の書面に必要事項を記入のうえ、キャノン MJ に提出するものとします。

なお、上記の会員資格の変更は有効期間中いつでも行うことができるものとします。ただし、当該会員資格の変更がダウングレードの場合、プレミアム会員もしくはビジネス会員時に取得した各会員にのみ提供されているデザインテンプレートを返還または破棄するものとし、当該返還または破棄をキャノン MJ にて確認した時点でダウングレードによる会員資格変更ができるものとします。

第14条（デジタルコンテンツの使用範囲）

1. キヤノン MJ は、お客様に対し、デザインテンプレートについて、本約款に定める条件により本約款の有効期間中、日本国内においてのみ有効な以下の非独占的権利を許諾する。

① お客様の顧客に提供する印刷物の一部として利用するために、本約款に違反することなく iP デザインサービスにログインしデザインテンプレートダウンロードすることにより、お客様の社内においてお客様自らがデザインテンプレートを複製する権利

② 前号に基づきデザインテンプレートが複製された印刷物を、お客様の顧客に提供する権利

③ iP デザインサービスを利用したお客様の顧客に対するサービスの告知のために、第1号に基づき複製したデザインテンプレートをお客様のウェブサイトに掲載する権利。但しお客様は、かかる掲載にあたり、かかるデザインテンプレートの第三者による無断利用、転用、再利用許諾、流用、改変、修正等を防ぐために必要な対策（サムネイル等の縮小化をすること、解像度を落とす等の対策を含むが、これに限定されないものとします）を講じ、目立つかかる無断利用、転用、再利用許諾、流用、改変、修正等が禁止される旨を明記するものとします。

2. スtockフォトおよびカンフリーのお客様による利用については、お客様は個別規約の定めに従うものとします。

3. お客様は、前各項による許諾範囲を超えてデジタルコンテンツを使用、利用、転用、複製、頒布、送信可能化、再利用許諾等しないものとし、また第三者にこのような行為をさせないものとします。

4. デジタルコンテンツの著作権その他一切の権利は、キヤノン MJ もしくはキヤノン MJ のライセンサーまたはアマナもしくはアマナのライセンサーに帰属し、本約款により、本約款に明示された以外の権利がお客様に付与されるものではなく、また本約款中のいかなる規定も、デジタルコンテンツに関するキヤノン MJ もしくはキヤノン MJ のライセンサーまたはアマナもしくはアマナのライセンサーの著作権その他いかなる権利も、キヤノン MJ もしくはキヤノン MJ のライセンサーまたはアマナもしくはアマナのライセンサーからお客様へ譲渡されたものと解釈されないものとします。

第15条（遅延損害金）

お客様が料金などその他の債務について支払期日を経過しても支払がない場合は、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算した金額を遅延損害金としてキヤノン MJ が指定する期日までにキヤノン MJ に支払うものとします。

第16条（バージョンアップ版の提供）

1. 本約款に基づく使用許諾の対象となるデジタルコンテンツのバージョンについては、キヤノン MJ およびアマナが自己の裁量により決定することができるものとします。

2. キヤノン MJ は、お客様に対して、デジタルコンテンツのバージョンアップ版を提供する義務を負わないものとします。

第17条（機密保持）

1. キヤノン MJ は、お客様に関する次の情報（以下機密情報といいます）を機密に保持し、第三者に開示・提供もしくは漏洩等しないとともに、かつ本約款に基づく iP デザインサービスの提供の目的に使用または利用し、他の目的に使用または利用しないものとします。また第8条（業務委託）に基づく第三者にもかかる機密保持義務を遵守させるものとします。

① お客様の申し込み内容

② キヤノン MJ がお客様に発効した ID/パスワード

第18条（個人情報の保護）

1. キヤノン MJ は、iP デザインサービスの提供に関連して、情報主体（iP デザインサービスを利用する利用者の役員、従業員、構成員等の個人をいい、以下同じとします）を特定し得る情報（個人情報の保護に関する法律に定義される個人情報をいい、以下個人情報といいます）について、その使用方法、開示先等を事前に情報主体に通知した上でこれを収集することができるものとします。

2. キヤノン MJ は、個人情報を適切に管理し、情報主体の承諾なく第三者（第8条（業務委託）に基づく第三者を除く）に開示・提供または漏洩せず、iP デザインサービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲内でのみ使用または保存するものとします。

3. 前号の定めにかかわらず、キヤノン MJ は、下記の目的のために個人情報を利用することができるものとします。

① iP デザインサービスの提供の目的

② 弊社製品、サービスの情報提供などの営業活動の目的

4. 情報主体による個人情報の照会、訂正、削除等は、特段の事情がない限り、サイト上で自ら行うことを原則とします。なお、ID/パスワードが使用されている限り、かかる照会、訂正、削除等は、情報主体によってなされたものとみなします。

5. キヤノン MJ は、お客様が iP デザインサービスの利用を終了した場合は速やかに個人情報を削除するものとします。

但し、法令等において保存が義務づけられている情報についてはこの限りではないものとします。

第19条（法令等に基づく開示）

キヤノン MJ は、法令に基づく開示の必要がある場合また裁判所等法律上の開示権限を有する者から個人情報の開示要求を受けた場合、法次のいずれかに該当する場合、第17条（機密保持）および第18条（個人情報の保護）に基づく守秘義務を負わないものとします。

① 刑事訴訟法第218条（令状による捜査）その他同法に基づく強制の処分が行なわれ、当該処分の定める範囲で機密情報を開示する必要がある場合

② 警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から機密情報に関する照会を受け、これに応ずべきと判断する相当の理由がある場合

第20条（利用停止）

お客様が、次のいずれかに該当する場合には、キヤノン MJ はお客様に対する事前の通知を行うことなく、会員資格を取り消すことが出来るものとします。

① 本約款の定め違反した場合

② キヤノン MJ への申告、届出内容に虚偽があった場合

③ 本約款に基づく債務の履行遅延または不履行が判明した場合

④ 過去に会員資格が取り消されていることが判明した場合

⑤ サイトの運営を意図的に妨害しているとキヤノン MJ が判断した場合

⑥ 支払手形または小切手を不渡りにしたまたは支払を停止した場合

⑦ 第三者から強制執行、仮差押、仮処分もしくは競売の申立を受け、または滞納処分を受けた場合

⑧ 破産、会社更生または民事再生の申立または開始決定があった場合

⑨ 監督官庁から営業停止または営業の免許もしくは登録の取消処分を受けた場合

⑩ デジタル印刷機の使用を終了した場合

⑪ その他当社との信頼関係が失われるような行為があった場合

第 2 1 条 (禁止事項)

お客様は、iP デザインサービスおよびデザインテンプレートを次の用途に利用することはできないものとします。

- ①公序良俗に反する利用
- ②風俗産業、悪徳両方、ポルノ、アダルトサイト、出会い系サイトへの利用
- ③反社会的勢力への利用
- ④誹謗中傷その他不法な用途への利用
- ⑤その他キヤノン MJ およびアマナが指定する利用

第 2 2 条 (不正利用)

1.お客様が、iP デザインサービスおよびデザインテンプレートを不正に利用した場合（本約款に違反した場合を含みますが、これに限られないものとします）、お客様は、キヤノン MJ に対し、当社が別途通知する違約金を支払うものとします。

2.前項の場合、お客様は、当該不正利用についてキヤノン MJ が要求した事項を、速やかに開示および提供するものとします。

第 2 3 条 (免責)

1.キヤノン MJ は、iP デザインサービスおよびデジタルコンテンツについて瑕疵がないことを保証しないと、明示的、黙示的を問わず完全性、有用性、iP デザインサービスおよびデジタルコンテンツについて商品性および特定の用途への適合性等についての保証を一切行わないものとします。

2.お客様は、デジタルコンテンツを利用する前にデジタルコンテンツの内容（画像の向き、色調、コントラスト等を含みます）およびデジタルコンテンツに付されたキャプション、キーワード、説明等の正確性については自己の責任において確認するものとし、お客様がこれを怠ったことにより損害が生じて、キヤノン MJ は一切責任を負わないものとします。

3.キヤノン MJ は、iP デザインサービスおよびデジタルコンテンツを改造、変更または追加する等の義務を負わないものとします。

第 2 4 条 (補償の否認)

キヤノン MJ は、お客様が、iP デザインサービスの利用およびデジタルコンテンツの利用に起因もしくは関連してお客様またはお客様の顧客のデータの消失を含む財産上の損害、利益の喪失、業務の中断その他生じた直接的または間接的な損失、損害等を被った場合でも、お客様およびお客様の顧客に対して何らの責任を負わないものとします。

第 2 5 条 (第三者との紛争)

お客様による本約款により認められた範囲を超えた iP デザインサービスの利用またはデジタルコンテンツの利用に起因もしくは関連して、キヤノン MJ および / またはお客様と第三者との間に問題（著作権、肖像権、工業所有権、トレードシークレットその他の知的財産上の問題を含むが、これらに限らない。）が生じた場合または第三者に損害を与えた場合、お客様は自己の責任および費用負担によりかかる問題を処理解決するものとします。

第 2 6 条 (違反行為に対する措置)

キヤノン MJ は、お客様が本約款のいずれかに違反し、キヤノン MJ または第三者が損害を被った場合には、お客様は当該損害を賠償するものとします。また違約金として、キヤノン MJ が別途通知する金額をキヤノン MJ に対してお支払いいただくものとします。但し、本約款において別段の定めがある場合はかかる定めが適用されるものとします。

第27条 (iP デザインサービスの中止)

キヤノンMJは、次の各号のいずれかに該当する場合、iP デザインサービスの提供を一時的に中止もしくは、制限する場合があります。iP デザインサービスの提供を一時的に中止もしくは、制限する場合、キヤノンMJはお客様に対し、その旨と iP デザインサービス中止・制限の期間を通知するものとします。ただし、緊急時やむを得ない場合は通知が遅れる場合があります。なお、キヤノンMJは、iP デザインサービスの提供を中止もしくは制限したことに関して、お客様に対して何らの責任も負わないものとします。

- ① iP デザインサービス用設備を定期・不定期的に保守・点検する場合、または工事が必要な場合
- ② お客様による iP デザインサービスの利用が、iP デザインサービス用設備の維持管理もしくは iP デザインサービスの提供に著しく影響を与えると判断した場合
- ③ 天災地変その他やむを得ない事由が生じた場合
- ④ 前各号の他、iP デザインサービスの提供・運営もしくは iP デザインサービス用設備の運用上・技術上の観点からキヤノンMJが必要と判断した場合（不正アクセスやコンピュータウイルスの侵入を防止するために必要な場合を含むが、これらに限らない。）

第28条 (iP デザインサービスの廃止)

1. キヤノンMJは、都合により iP デザインサービスの全部または一部を一時的または永続的に廃止することがあります。この場合、キヤノンMJは、速やかにその旨をお客様に通知するものとします。
2. キヤノンMJは、前項に基づく iP デザインサービスの廃止に関して、お客様に対して何等の保証責任も負わないものとします。

第29条 (権利義務の移転等の禁止)

お客様は、キヤノンMJの事前の書面による承諾を得ることなく、本約款に基づくお客様の権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または承継させ、あるいは担保の用に供してはならないものとします。

第30条 (有効期間)

1. 本約款は、第9条 (iP デザインサービスの申し込み) 第2項に定める契約開始日より1年間有効に存続するものとします。但し、当該期間満了の30日前までに、証当事者から終了の意思表示がなされない場合、本約款は同一条件で1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
2. 前項の定めにかかわらず、キヤノンMJは、お客様に対し30日前の書面による通知をなすことによって本約款を終了させることができるものとします。
3. 第1項の定めにかかわらず、お客様がデジタル印刷機の使用を終了した場合、本約款は直ちに終了するものとします。

第31条 (残存条項)

本約款の終了後においても、第9条第3項および第4項、第11条第3項、第14条第4項、第15条、第17条、第18条、第21条乃至第26条、第28条、第30条、本条、第33条および第34条の規定は効力を有するものとします。

第32条 (破棄等)

本約款が終了したときは、理由の如何にかかわらず、お客様は、iP デザインサービスにより取得したデジタルコンテンツおよびその複製物の一切を速やかにキヤノンMJに返還するものとします。さらに、お客様は、お客様のコンピュータ上に複製されているデジタルコンテンツを、直ちに全て消去するものとします。

第33条 (管轄裁判所)

お客様とキヤノンMJとの間で本約款または iP デザインサービスに関連して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

第34条（反社会的勢力との取引等の禁止）

- 1.お客様およびキャノン MJ は、自己（役員を含む）が反社会的勢力（暴力団を含むがこれに限らず、また団体、個人を問わない）の関係者に該当しないことをここに表明するものとし、また当該関係者と取引し、または、交際しないことを約するものとします。
- 2.お客様およびキャノン MJ は、相手方が前項に違反し、またはその恐れがある場合には、何らの催告なく、直ちに本約款を解除することができるものとします。

第35条（協議）

本約款に定めのない事項本約款に関しては、お客様とキャノン MJ とで協議の上、解決するものとします。

以上